

日本外科系連合学会委員会規則

第1条（総則）

この規則は、理事会が設置する委員会に関する大綱を定めたものである。各委員会は、この規則を補充する規定を理事会の承認を経て内規として定めることができる。

第2条（委員会と委員長）

委員会は、教育・学術委員会、編集委員会、評議員選考委員会、Fellow 会員資格審査委員会、映像委員会、国際・渉外委員会、会則委員会、財務委員会、保険診療委員会、庶務委員会、利益相反委員会とする。

2. 委員長は担当理事とし、理事長が委嘱する。

第3条（委員会の委員）

委員会の委員は、評議員のうちより委員長が推薦し理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

第4条（任期）

委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。任期に関しては定例評議員会の翌日から次の定例評議員会の日までを1年とする。委員長および委員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。なお、後任者の任期は前任者の任期とする。

第5条（委員会の運営）

1. 委員会は、委員長が予め議題を示して招集する。
2. 委員会は、委員の過半数の出席が無ければ開会することはできない。
3. 委員会の決議は、出席者の過半数の同意をもって決定する。賛否同数の場合は、委員長が決定する。
4. やむを得ない理由のため委員会に出席できない者は、予め委員長に表決を委任できる。表決委任者は出席者とみなす。
5. 委員会の決議事項は理事会に報告するものとし、とくに重要な事項については委員長の判断で理事会に諮り承認を得るものとする。
6. 委員会は、理事会の承認を経てアドバイザーを委嘱することができる。アドバイザーは委員会の定数に含めない。

第6条（委員会の業務）

委員会の主要な業務は、次の通りとする。

1. 教育・学術委員会：学術集会および会長を支援するとともに、他の教育事業を立案する。
2. 編集委員会：日本外科系連合学会誌の編集、および、年間最優秀論文の選考を行う。
3. 評議員選考委員会：評議員の委嘱候補者を選考し、理事長に答申する。
4. Fellow 会員資格審査委員会：Fellow 会員の審査を行い、理事会に報告する。
5. 映像委員会：外科系各分野の映像資料の作成、保管、管理、頒布の促進を行う。
6. 国際・渉外委員会：海外の College of Surgeons との交流および専門医制度において国内学会との関係を構築する。
7. 会則委員会：会則、規則等の検討を行い、理事会に答申する。
8. 財務委員会：財務の状況を点検し、予算を理事会に答申する。
9. 保険診療委員会：学術的根拠に基づき、診療報酬について適正化促進を図る。
10. 庶務委員会：学会の庶務業務を行う。
11. 利益相反委員会：学会員の利益相反に関する事項について対応を行う。

第7条（変更）

本規則は、理事会および評議員会の議を経て変更できる。

制定 平成 20 年 6 月 11 日

平成 22 年 6 月 16 日 一部改正

平成 24 年 6 月 27 日 一部改正

平成 26 年 6 月 18 日 一部改正